

貸付金免除条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第14号

貸付金免除条例の一部を改正する条例

貸付金免除条例（昭和39年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規程（昭和53年長野県告示第328号）の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

医療推進課

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第15号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第1条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「提供する者」の次に「（以下「居宅介護支援事業者等」という。）」を加える。

第27条第3項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3）居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第34条の次に次の1条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

第34条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業を行なう事業所をいう。第140条第2項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要なサービスを位置づけるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第52条中「及び第30条」を「、第30条から第34条まで及び第35条」に改める。

第66条中「第30条」の次に「から第34条まで、第35条」を加える。

第68条中「、規則で定めるところにより」を削り、「指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（第71条及び第72条において「理学療法士等」とい

う。）」を「次に掲げる従業者」に改め、同条に次の2号を加える。

（1）医師

（2）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（第71条及び第72条において「理学療法士等」という。）

第68条に次の2項を加える。

2 前項各号に掲げる従業員の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第69条中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第76条中「、看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。次条において同じ。）」を削る。

第77条第1項第1号のイ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第78条中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第80条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第3項を削る。

第81条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）通常の事業の実施地域

第88条第4号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第96条中「第37条」を「第34条まで、第35条から第37条」に改める。

第122条中「又は」を「、言語聴覚士又は」に改める。

第130条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第140条第2項中「介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例（平成26年長野県条例第37号）第4条第1項に規定する」を削る。

第143条中「第39条」を「第34条まで、第35条から第39条」に改める。

第158条中「とする」を「と、第142条第2項第4号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第5号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」とする」に改める。

第160条第1項に次の1号を加える。

（5）介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 第2号に定める従業者

第184条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（3）介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第193条中「第36条まで」を「第34条まで、第35条、第36条」に改める。

第208条第1号中「及び利用料」を「、利用料及び全国平均貨与価格」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供しなければならないこと。

第215条中「から第39条」を「、第34条、第35条から第39条」に改める。

第224条中「から第39条」を「、第34条、第35条から第39条」に、「規定中」を「規定（第31条を除く。）中」に改め、「利用者」と、」の次に「第31条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、」を加える。

附則第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 第179条及び第197条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下この項において同じ。）においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かんことができる。

（介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正）

第2条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第66条中「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（第72条において「理学療法士等」という。）」を「次に掲げる従業者」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 医師

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（第72条において「理学療法士等」という。）

第66条に次の2項を加える。

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第67条中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第73条中「、看護職員（保健師、看護師及び准看護師をいう。次条及び第80条において同じ。）」を削る。

第74条第1項第1号のイ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第75条中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第76条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 通常事業の実施地域

第80条第3項を削る。

第141条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所第2号に定める従業者

第162条を削り、第163条を第162条とし、同条の次に次の1条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第163条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者への指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第169条中「、第112条」を削る。

第183条第2項第7号中「第163条第2項」を「第162条第2項」に改める。

第185条中「第163条、」を「第162条、」に、「第163条第2項」を「第162条第2項」に改める。

第196条第1号中「及び利用料」を「、利用料及び全国平均貨与価格」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供しなければならないこと。

附則第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 第159条及び第179条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下この項において同じ。）においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用するにより、当該医療機関併設型介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設

型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第8条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第14条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第23条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第23条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者に指定介護福祉施設サービスを提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第27条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第45条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第49条第1号中「、第5号及び第6号」を「及び第5号から第7号まで」に改める。

(旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項の次に次の4項を加える。

4 療養病床を有する病院(平成24年3月31において、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第52条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設の看護職員(看護師又は准看護師をいう。)及び介護職員の員数の基準は、規則で定める。

5 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成24年3月31において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設の従業者の員数の基準は、規則で定める。

6 療養病床を有する病院(平成24年3月31において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。)及び老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成24年3月31において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設の廊下の幅の基準は、規則で定める。

7 指定介護療養型医療施設は、身体の拘束その他の行動を制限する行為(以下この項において「身体拘束等」という。)の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第15条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第44条第3項中「浴室」を「機能訓練室及び浴室」に改める。

第45条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「次項」を「次項及び第6項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月

- に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 支援員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第8条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第13条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第16条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第23条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第23条の2 特別養護老人ホームは、入所者に処遇を行っている場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。

第35条第1号中「、第5号及び第6号」を「及び第5号から第7号まで」に改める。

第37条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「次項」を「次項及び第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(貸付金免除条例の一部改正)

第9条 貸付金免除条例(昭和39年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の項中「ク」を「ケ」に、「カ」を「キ」に、

「 ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条 第28項に規定する介護老人保健施設」を

「 ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条 第28項に規定する介護老人保健施設」に、

「 エ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院」に、

「エ 児童福祉法」を「オ 児童福祉法」に、「オ」を「カ」に、「キ」を「ク」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第10条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の4の項中

「 (12) 法第16条ただし書の規定による医師の宿直免除の許可」を

「 (13) 法第18条ただし書の規定による専属薬剤師の設置免除の許可」を

「 (12) 法第18条ただし書の規定による専属薬剤師の設置免除の許可」に、

「(14)」を「(13)」に、「(15)」を「(14)」に、「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に、「(16)」を「(15)」に、「(30)」を「(29)」に、「(35)」を「(34)」に、「(38)」を「(37)」に、「(17)」を「(16)」に、「(18)」を「(17)」に、「(19)」を「(18)」に、「(20)」を「(19)」に、「(21)」を「(20)」に、「(22)」を「(21)」に、「(23)」を「(22)」に、「(24)」を「(23)」に、「(25)」を「(24)」に、「(26)」を「(25)」に、「(27)」を「(26)」に、「(28)」を「(27)」に、「(29)」を「(28)」に、「(31)」を「(30)」に、「(32)」を「(31)」に、「(33)」を「(32)」に、「(34)」を「(33)」に、「(36)」を「(35)」に、「(37)」を「(36)」に、「(39)」を「(38)」に改める。

(児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例の一部改正)

第11条 児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例(平成24年長野県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「、第79条第2項第1号」を削る。

(医療法施行条例の一部改正)

第12条 医療法施行条例(平成24年長野県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「補正等」を「補正」に改め、同条第2項を削る。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項目番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条 中介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第208条第1号の改正規定及び第2条 中介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第196条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第1条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下この項において「旧居宅サービス基準条例」という。）第76条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。）が行うものについては、旧居宅サービス基準条例第76条から第78条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下この項において「旧介護予防サービス基準条例」という。）第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス基準条例第73条から第75条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

（既存病床数の算定）

4 平成36年3月31日までの間、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定により既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）及び介護医療院（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。）の入所定員数は、規則で定めるところにより算定した数とする。

医療推進課
介護支援課

介護医療院の施設の基準に関する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第16号

介護医療院の施設の基準に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第111条第1項の規定により、介護医療院の施設に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「ユニット型介護医療院」とは、施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（第5条第1項及び第6条第1項第1号において「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる介護医療院をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、介護保険法で使用する用語の意義による。

（基本方針）

第3条 介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。第5条第2項において同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第5条第2項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（施設）

第4条 介護医療院には、次に掲げる施設を設けなければならない。

- (1) 療養室
- (2) 診察室
- (3) 処置室
- (4) 機能訓練室
- (5) 談話室
- (6) 食堂
- (7) 浴室
- (8) レクリエーション・ルーム
- (9) 洗面所
- (10) 便所